内閣府特命担当大臣 (地方創生) 石 破 茂 様

国の施策等に関する提案・要望書

(平成28年7月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

「地方創生」の基盤となる地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

- 〇地方創生を実現するため、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、主体性・独自性を最大限に発揮した取組を進める必要があり、その基盤となる地方分権改革を一層推進すること。
- 〇地方分権改革の推進に当たっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国は外交、防衛 等本来の役割に専念し、住民に身近な行政は、地方公共団体が主体的かつ総合的に広く担う ことを基本とすること。
- ○地方自治体が条例等で定めている規制内容の不統一性等から経済活動に支障が生じ得るとして、地方の規制内容を国が法令で規定し直そうとする動きがあるが、これまでの地方分権改革の取組と成果が否定されることのないよう、慎重に対応すること。

【第6次一括法に伴う対応】

〇第6次一括法の成立を受け、事務・権限の移譲等が円滑に行われるよう、確実な財源措置、 移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。

【地方版ハローワーク】

- ○地方版ハローワークについては、国と同等の機能を持つハローワークとならなければ実効性が確保できないことから、ハローワーク職員用端末へのアクセス権の付与又はそれに代わる国と同等の詳細な求人・求職情報の提供を検討するとともに、人件費、運営費など国の業務量減に見合う財政支援措置など国からの支援を充実させること。
- 〇新制度施行後も引き続き地方と十分協議を重ね、地方から出された意見や要望に対応し、地方の実情に即した制度運用を行うこと。

<参考>

1 鳥取県版ハローワークについて

- 鳥取県では、地方創生を実現するため、「正規雇用1万人チャレンジ計画」を策定。若者・女性の正規 雇用の推進、高齢者等の多様な働き方支援や貧困家庭の就労相談等「一億総活躍社会」の実現に取り組ん でいるが、こうした利用者には就労相談から職業紹介までのワンストップサービスが必要である。
- 一方、県内では成長産業等の企業誘致等で創出された産業人材や介護等の福祉人材の確保が急務となっており、県の施策とリンクさせたマッチング支援や移住の促進が求められている。
- そこで、県版ハローワークでは、こうした機能を付加した国と同列の無料職業紹介を検討しているが、 利用者の視点に立って実効性のある雇用対策を講じるためには、<u>国と同等の求人・求職情報、研修及び財</u> 政支援が不可欠である。

(例)「ふるさとハローワーク境港」を「県版ハローワーク」に移行した場合の比較

(64)	ひといり ノ ノスだっと・木版ハロ	ノーノ」「こうが「」してころがロップルロチス
区分	一体的実施事業(ふるさとハローワーク境港)	県版ハローワーク
人員体制	【国】4人	【県】6人
	相談員4人	→ 相談員4人
	(職業紹介)	就労相談から職業紹介までのワンストップサービス
	【県】2人	(新コンシェルジュ2人
	支援員2人 ———	県、市町村の施策と連携した伴走型支援
	(就労相談)	・生活困窮者・ひとり親家庭
	(2007) THE	・中小企業人材確保支援、移住定住希望者 (県外本部にもサテライトを設置し移住支援)
	(国・巡回派遣職員2人 ———	→ 国·巡回派遣職員2人)
端末関係	【県】2台 (職員用2台)	【県】17台
	【国】15台	(職員用7台、求職者用8台、東京・大阪2台)
	(職員用7台、求職者用8台)	※ハワーワーク職員端末による詳細情報が不足
		【国】2台(雇用保険用)

2 実効性のある地方版ハローワークとするための課題

①国と同等の求人・求職情報の提供

⇒労働条件等の詳細がわからなければ、求人企業と求職者両方のニーズを踏まえた適切なマッチングができなくなるため、ハローワーク職員用端末へのアクセス権を付与すべきであること。

②職員の知識・能力向上に必要な研修や人事交流

⇒「自治体のオーダーメイド研修」を検討・実施するに当たり、研修メニュー例や費用負担等を提示すること。

③財政支援措置

⇒大きな財政負担が発生する懸念があり、各自治体で実施上の支障となっていることから、財政支援措置について具体的に提示すること。

「地方分権改革に関する提案募集」に係る提案の実現について

《提案・要望の内容》

- ○「地方分権改革に関する提案募集」にあたっては、地方の発意や多様性を尊重し、 地方からの制度改正に関する提案を真摯に受け止め、可能な限り提案の趣旨に沿った対応がなされ、より一層地方の実感が高まるよう事務・権限の移譲や規制緩和の実現に真摯に取り組むこと。
 - ※平成27年の地方からの提案に対して、約7割について対応したとしているが、中には必ずしも地方からの提案の趣旨に沿った対応となっていないものも含まれており、地方の感覚としては「7割」には至っていない。
- 〇提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲等を行うことを前提として、地方に 委ねることによる支障等の立証ができない限り移譲等を実行する方向で取り組む こと。
- ○地方の意欲と知恵が十分に活かされるよう、提案の対象を地方自治体の事務処理 に係るものに限定することなく、国が直接執行する事業の運用改善や税財源配分 等に関する事項も対象とするなど制度を拡充するとともに、提案募集制度に拘ら ず地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討すること。
- 〇本県からの提案及び本県が参加する関西広域連合や中国地方知事会からの提案を 採択すること。

<提案項目の主なもの>

- 1 鳥取県からの提案
 - ○第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域を拡大すること。

第3種旅行業の募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の 区域となっており、隠岐ジオパーク、山陰海岸ジオパーク等を素材とした隣県にまたがる広域 圏内の商品造成を行うことができるよう、隣接都道府県まで実施区域を拡大すること。

〇就労継続支援A型事業所に対して特定求職者雇用開発助成金の支給を可能とすること。

就労継続支援A型事業所において推奨されている暫定支給決定について、市町村の判断により暫定支給決定を要しないとすることができる場合の基準を明確にすること。

また、障がい者を雇用する就労継続支援A型事業所について、暫定支給決定期間経過後に継続雇用を決定した時点で特定求職者雇用開発助成金の支給ができるようにすること。

- 2 関西広域連合からの提案
 - ○国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限を関西広域連合へ移譲すること。

国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、公園の保護と適正利用の適切なバランスを考慮しつつ迅速に処理する観点から、府県への移譲を基本とし、山陰海岸国立公園に係るものは関西広域連合へ移譲すべきであること。

- 3 中国地方知事会からの提案
 - ○第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大【再掲】

「地方創生」を加速させる規制緩和の推進について

《提案・要望の内容》

- 国家戦略特区・地方創生特区について、地方の創意工夫による大胆な取り組みを実現することができるよう、大都市に偏重することなく、地方からの提案の積極的な採択を行うこと。
- 認められた規制緩和について、手挙げ方式などにより積極的な横展開を図り、規制緩 和による成果の地方への波及を図ること。
- また、創意工夫や熱意のある地方からの提案に真摯に対応し、提案後も適切にフォローアップし、対応状況や採択されなかった理由等について明らかにすること。

く参考>

- ・鳥取県では、これまで数次に渡って国家戦略特区の指定を応募したが、いずれも指定に至っていない。
- ・提案後に内閣府のヒアリングを受けているが、最終的に指定に至っていない理由等について は明らかにはされていない。
- ・今後特区提案を行うにあたって、仮に特区指定に至らなかったとしてもその理由等が明らか にされれば、今後、再提案する場合の重要な検討材料とすることができる。
- ※以下の提案は内閣府のヒアリングを受けたが、指定に至っておらず、その理由が明らかにされて いない

未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト【国際的ビジネス拠点の形成】 (1)概要

公道実験の制限を緩和する規制改革等を基に、県内ディスプレイメーカーを中心とした 新たなディスプレイ開発により、国際的イノベーションとビジネスの拠点を形成する。

く鳥取県内に存在する主なディスプレイメーカー>

◆ (株) ジャパンディスプレイ鳥取工場

車載用ディスプレイ開発・生産等に関し県外工場から100名超の技術者等を鳥取工場に集約し、新製品の研究開発を実施。

- ・平成26年3月に株式上場。今後車載分野に積極的投資。
- ◆シャープ米子(株)

世界的半導体大手のクアルコム社との共同開発による「液晶を使わない次世代 (MEMS (メムス)) ディスプレイ」や「フリーフォームディスプレイ」等の開発を実施。

・シャープ(株)内に車載関連分野に係る新たな開発チームを立ち上げ。



車載用ディスプレイ



フリーフォームディスプレイ

(2) 規制改革等の提案

○道路交通法・道路法等での公道実験の制限の緩和(道路交通法第77条)

車載用ディスプレイメーカーが、当県内の直線距離のある道路を活用して車載用ディスプレイ開発の実証実験を実施する際の道路使用手続に係る規制緩和を提案。

(3) 内閣府における検討状況

【警察庁の意見】交通量の多寡のみによって交通の妨害の程度等を判断することはできず、個別の道路使用許可の可否の判断は、警察署長が行為の内容、道路の状況、交通の実態等を踏まえ、個別具体的に行う必要があることから、これを届出制度とすることはできない。

⇒許可の迅速化など手続きの迅速化ができないか、警察庁に継続協議